

山口県介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分)(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は次の事業を交付の対象とする。

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

「山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業所・介護施設等が行う事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)に定める額を比較し最も少ない額を選定し、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額
- (2) 第3欄に定める対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額(補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額

(交付の条件)

第5条 規則第4条第3項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を山口県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記第5号様式により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を山口県に返還しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日。)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財

産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請は、別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出しなければならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第7条 規則第8条第1項の申請は、別記第2号様式による申請書に関係書類を添えて、提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 補助の目的に変更をもたらさず、かつ、より能率的な補助の目的の達成に資すると認められる内容の変更
- (2) 補助の目的及び事業効果に関係しない事業計画の細部の変更
- (3) 経費の目的に実質的な変更をもたらさない経費の配分の変更
- (4) 経費の効率的な使用に資するものであり、補助の目的の達成に支障がないと認められる経費の配分の変更

(実績報告)

第9条 規則第11条の実績報告は、別記第3号様式による実績報告書に関係書類を添えて、補助事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知の到達した日）から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第10条 知事は、事業の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、規則第5条の規定による通知に係る金額の範囲内において、補助金を概算払により交付することができる。

2 規則第5条の規定による通知を受けた介護サービス事業所・介護施設等は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(調査)

第11条 知事は、補助事業の実施に関して、申請者に対し、報告を求め又は実地に調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱第4条2に基づき知事が必要と認めた額	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10

別記第1号様式

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 主たる事業所の所在地
ふりがな
名称
代表者の氏名
(電話 局 番)

令和2年度において、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業を実施したいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）所要額調（別添1）
- 2 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業計画（別添2）
- 3 事業所・施設別一覧（別添3）
- 4 事業所・施設別個票（別添4）

別記第2号様式

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）変更承認等申請書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事業所の所在地
ふりがな
名 称
代表者の氏名
(電話 局 番)

令和 年 月 日付け指令 長寿社会第 号で交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 今回追加交付（一部取消）申請額 金 円
内訳 補助金既交付決定額 金 円
変更後補助金所要額 金 円

	県補助金既交付決定額 (A)	変更後県費補助金所要額 (B)	今回追加交付（一部取消）申請額 (B) - (A)
介護保険事業費補助金			

2 変更を必要とする理由

(添付書類)

- 1 介護保険事業費補助金(令和2年度補正予算分) (追加交付・交付決定一部取消) 所要額調 (別添5)
- 2 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業計画 (別添2)
- 3 事業所・施設別一覧 (別添3)
- 4 事業所・施設別個票 (別添4)

別記第3号様式

令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）実績報告書

令和 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事業所の所在地
ふりがな
名 称
代表者の氏名
(電話 局 番)

印
番)

令和 年 月 日付け指令 長寿社会第 号で交付決定を受けた標記
補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

(添付書類)

- 1 介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）精算書（別添6）
- 2 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実績（別添7）
- 3 事業所・施設別一覧（別添3）
- 4 事業所・施設別個票（別添4）

請 求 書

¥ _____

ただし、令和 年 月 日付け指令 長寿社会第 号の交付決定による令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）として

内 訳

県補助基本額	補助率	補助額	前回までの 補助 受領済額	今回請求額	支出 区分	備 考
円	10/10	円	円	円	精算 ・ 概算	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号
主たる事業所の所在地
ふりがな
名 称
代表者の氏名
(電話 局

印
番)

【振込先】

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合		支店（支所）
預金の種類 及び 口座番号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金	NO.	
口座名義人 (カタカナ)			

別記第5号様式

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 主たる事業所の所在地
ふりがな
名称
代表者の氏名 (印)
(電話 局 番)

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令 長寿社会第 号により交付決定を受けた令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）について、山口県介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱第5条の（7）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。